

奈良県選挙管理委員会告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定に基づき、次の施設を同条第一項第三号の施設として指定した旨、十津川村選挙管理委員会から報告があった。

平成二十九年四月二十五日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中川 清 孝

名 称	所 在 地
十津川村上野地地区交流施設	十津川村大字上野地二二〇番地
十津川村民ひろば	十津川村大字折立二八五番地